

第121回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

平成30年12月20日（木）

沖縄総合事務局

# 第121回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成30年12月20日（木）14時00分  
場 所 沖縄総合事務局 5F 海技試験室

## 出席者：

公益委員	宮里委員、大城委員、赤嶺委員
労働者委員	漢那委員、屋比久委員
使用者委員	山内委員、宮城委員、桃原委員

沖縄総合事務局	大城課長、新城補佐 仲里係長
---------	-------------------

## 議事次第

### ○開 会

### ○議 事

1. 第120回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 意見交換

### ○閉 会

#### （配付資料）

1. 第120回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（平成30年11月分）
3. 最低賃金の審議について
4. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会報告資料
5. 沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会報告資料
6. 船員に関する特定最低賃金の改正について（部会報告案）

## 宮里部会長

定刻でございますので、第121回船員部会をはじめさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願ひします。

## 事務局（仲里係長）

本日の出席状況ですが、公益委員3名、労働者委員2名、使用者委員3名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定により定足数を満たし、有効に成立していることを御報告いたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

## 宮里部会長

それでは、初めに第120回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配付されています議事録を御確認ください。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

## 各委員

（「はい」）

## 宮里部会長

では異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議事2の「管内の雇用状況」につきまして、事務局に説明をお願いします。質問は、最後に受け付けたいと思います。

## 事務局（新城補佐）

平成30年11月分の管内雇用状況等の概要について御報告いたします。

### ●求人状況について

新規求人数は6件でした。前月に比べ5件減少、また、前年同月に比べ2件減少となっております。

月間有効求人数は17件でした。前月に比べ3件増加、また前年同月に比べ3件増加となっております。

月間有効求人数17件の内訳は、商船等16件、漁船1件となっております。

月末未済求人数は9件でした。

### ●求職状況について

新規求職数は6名でした。前月に比べ2名減少、また、前年同月に比べ1名増加となっております。

新規求職数6名の内訳は、商船等6名となっております。

月間有効求職数は21名でした。前月に比べ同数、また、前年同月に比べ9名増加となっております。

月間有効求職数21名の内訳は、商船等21名となっております。

月末未済求職数は11名でした。

### ●成立状況について

11月は3件でした。

### ●求人倍率について

11月の月間有効求人倍率は、0.81倍でした。前月に比べ0.14ポイント増加、また、前年同月に比べ0.36ポイント減少となっております。

### ●新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

11月の新規求職者6名のうち離職者3名の退職理由は船舶所有者都合等で2名、自己都合1名、離職以外の方3名の求職理由は、就業中に転職を希望するもの3名となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地は、管外が3名となっております。

### ●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は5名、支給延べ件数は5件で、基本手当支給金額は529,809円でした。

その他高年齢求職者給付金1件の支給があり、

高年齢求職者給付金の支給額は305,250円でした。

総支給額は835,059円となります。

以上、管内雇用状況等の概要説明を終わります。

### 宮里部会長

はい、ありがとうございました。では、ただいまの説明について何か御質問ございますでしょうか。

### 宮里部会長

特にないようですので、議事3の「船員の特定最低賃金に関する改正」の審議に移りたいと思います。

本議事に関しましては、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業、沖縄海上旅客運送業の2業種について、最低賃金専門部会における調査・審議の結果報告、次に最低賃金の改正に関する当船員部会から沖縄地方交通審議会に報告する答申案の審議に進ませていただきます。

2業種の専門部会は、11月15日（木）にご審議をいただき、各専門部会委員の皆様のご協力によりそれぞれ改正することが適当であるとの結論をいただきました。

それぞれの最低賃金専門部会の審議結果については、事務局から説明をお願いします。

### 事務局（新城補佐）

最低賃金専門部会の審議結果についてご報告させていただきます。資料3をご覧下さい。1ページが今回の最低賃金の審議についての流れをまとめた資料になります。8月6日付で沖縄総合事務局長から諮問があり、8月21日の第117回船員部会で報告がありました。その後11月15日の最賃専門部会で調査審議し両最賃部会とも結論に至っております。その報告を受け本日第121回船員部会で答申案の審議になります。2ページは今年度の最低賃金改正の全体の作業スケジュールになります。

続いて資料4をご覧下さい。沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会の資料となります。1ページは専門部会の委員名簿で

す。2ページから4ページは現行の沖縄内航鋼船運航業等の最低賃金となっております。

5ページが、専門部会から船員部会への審議結果報告となっております。読み上げます。平成30年11月15日、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会、船員に関する特定最低賃金（沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業）の改正について、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。記、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第3号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「247,150円」を「248,450円」に、ただし書の職員「230,700円」を「232,000円」に、部員「188,550円」を「189,850円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「179,250円」を「180,550円」にそれぞれ改正することが適当である。との結論に至りました。現行額より職員、部員ともにそれぞれ1,300円の引き上げ額となっております。

沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会の審議結果の報告は以上です。

引き続き資料5をご覧下さい。沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会の資料となります。1ページは専門部会の委員名簿です。2ページから3ページは現行の沖縄海上旅客運送業の最低賃金となっております。

4ページが、専門部会から船員部会への審議結果報告となっております。読み上げます。平成30年11月15日、沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会、船員に関する特定最低賃金（沖縄海上旅客運送業最低賃金）の改正について、沖縄海上旅客運送業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。記、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「244,050円」を「245,350円」に、部員「182,600円」を「183,900円」にそれぞれ改正することが適当である。との結論に至りました。現行額より職員、部員ともにそれぞれ1,300円の引き上げ額となっております。

沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会の審議結果の報告は以上です。

2業種の最低賃金専門部会の審議結果の報告は以上となります。

## 宮里部会長

ただいまの報告につきまして、何か質問等はございますか。  
特にないようであれば審議を進めて参ります。  
両専門部会の報告を踏まえて、2業種の最低賃金の改正について、  
当船員部会から報告する答申案についてお諮りしたと思います。  
事務局から読み上げさせていただきます。

## 事務局（新城補佐）

資料6をご覧下さい。答申案の内容はそれぞれの専門部会の報告内容を転記したものです。それでは事務局から船員部会として沖縄地方交通審議会会長へ報告する諮問に対する答申案を読み上げさせていただきます。

沖縄地方交通審議会会長宮里猛あて、沖縄地方交通審議会船員部会長宮里猛、船員に関する特定最低賃金（沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、沖縄海上旅客運送業最低賃金）の改正について、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、沖縄海上旅客運送業最低賃金について、沖縄地方交通審議会船員部会は本部会に付託された沖交審第11号「船員に関する最低賃金の改正について（付託）」について下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。記、

1. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第3号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「247,150円」を「248,450円」に、ただし書の職員「230,700円」を「232,000円」に、部員「188,550円」を「189,850円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「179,250円」を「180,550円」にそれぞれ改正することが適当である。

2. 沖縄海上旅客運送業最低賃金の改正については、下記のとおりとする。記、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「244,050円」を「245,350円」に、部員「182,600円」を「183,900円」にそれぞれ改正することが適当である。

報告する答申案については以上です。

## **宮里部会長**

どうもありがとうございました。

2業種の最低賃金について、それぞれ改正することが適当であるとの答申案となりました。ただいまの提案につきまして、何かご意見等はございますか。

## **宮里部会長**

それでは原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

## **各委員**

(「異議無し」の声)

## **宮里部会長**

ご異議がありませんでしたので、この答申案について承認の決議をいただきました。ありがとうございました。

以上で議事3の審議を終わります。

それでは、今後の最低賃金改正のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

## **事務局（新城補佐）**

沖縄地方交通審議会運営規則第8条第2項の規定により「部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができます」となっております。ただいま決議をいただきましたので、本日付けで沖縄地方交通審議会会长へ報告し会長同意を得て、沖縄地方交通審議会会长から沖縄総合事務局長へ答申がなされます。

その後、沖縄総合事務局長は、答申要旨の官報公示を行います。関係者は公示のあった日から15日以内に異議を申し出ることができます。

異議がなければ、最低賃金改正決定に関する官報公示を行い、公示の日から起算して30日を経過した日から効力が発生するということになります。

**宮里部会長**

ありがとうございました。ただいまのご説明に、何か意見等ございますか。

**漢那委員**

最低賃金改正の効力発生は、来年の2月頃になりますか。

**事務局（新城補佐）**

答申要旨の官報公示を15日間行います。異議がなければ、最低賃金改正決定に関する官報公示を30日間行い、その期間が経過して日から効力が発生します。

現在の状況ですと来年3月頃の効力発生になるかと思われます。

**宮里部会長**

他に何かございませんか。なければ議事4の「意見交換」に移りたいと思います。何かございますでしょうか。

**漢那委員**

一つよろしいですか。海員組合の全国大会を11月に開催し、活動方針が決定しました。

申し入れ活動として、12月10日に海事振興連盟、12日に防衛省、農林水産省、自民党、13日に総務省、総合海洋政策本部、文科省、国交省、14日に立憲民主党と海員組合の組合長と船員の家族で構成する海洋婦人会で政党や各省庁に対して実施しました。

今後は地方自治体にも申し入れ活動を行うことを予定しております。

**宮里部会長**

活動方針とは大局的にどのような内容ですか。

## **漢那委員**

活動方針の中身については外航や水産など多岐にわたります。

外航で言えばソマリア沖の海賊問題、国内ですとSox規制問題やカボタージュなど多岐にわたっているのです。

また、海員組合として力をいれているのが船員税制についてです。住民税の減免を四日市市と鳥羽市で行っているのですが、それを沖縄県でも実施していただけけるよう申し入れ活動を行う予定です。

船員は長期間、船舶に乗船しているため、住民税の恩恵をうけていないのではないかと思うのです。

地方自治体が住民税を減免することにより、所得の多い船員が生活拠点を置くことで、船員が所在する地方自治体が潤うのではないかと。

日本政府は実施しておりませんが、韓国を例にしますと160日間船舶に乗船した場合は、税金の半分が減免されます。イギリスだと183日制度ということで、183日間乗船した場合は全て減免されます。海洋立国日本をうたいながら、日本人船員に対する対応が少ないのではないかと。

そのような状況からこのような申し入れ活動を実施しているのです。

## **宮里部会長**

住民税ですか。

## **漢那委員**

住民税です。住民税は定款法が改正されまして地方自治体毎に住民税に関して減免などの判断できるようになりました。

船員だけ減免を実施するとなると、理由付けが必要となりますし、他の業界からの要請があるかと思います。

その理由付けとして我々海員組合が主張しているのが、公民権の行使である投票です。国政選挙については洋上投票ができるのですが、市議、県議、知事選挙などの選挙については、法律が整備されていないため洋上投票ができないのが現状です。

公民権も行使できない状況の中、せめて住民税を減免していただけないかと実現に向けて活動をしております。

ただ、漁船の船員もそうですが、外航の船員は洋上投票できますが、内航の船員はできない現状で、昔からこの問題について改善されていないのが現状です。

**宮里部会長**

わかりました。初めてお聞きしました。

**山内委員**

期日前投票もありますが、1回の航海が1年程度での遠洋航海ですとなかなか行使することはできません。

**漢那委員**

山内委員の組合に所属する漁船でも10日から30日の航海がありますよね。

**山内委員**

あります。出航前に期日前投票ができればいいのですが。2ヶ月前となると期日前投票は実施していないですね。

**漢那委員**

選挙の告示前なので、実施していないですね。

**山内委員**

インターネットを活用した電子投票の制度でもあればいいのですが。

**漢那委員**

インターネット環境の整備について総務省から予算をいただいており、船が利用できるインターネットの環境整備をできないかと申し入れていますが、防衛的な問題もある中で難しいのが現状です。

様々な問題がある中で、今の若者はスマートフォンが生活必需品となっているようなので、若い人をとりこむためにもインターネットの環境を整備しなければならないと考えております。

**宮里部会長**

インターネット投票はまだ実施していないですね。

**漢那委員**

インターネットを活用した投票はまだです。スマートフォンが利用できる環境作りを政府に申し入れているだけです。

**大城委員**

スマートフォンを利用することができないのですか。

**漢那委員**

電波がアナログからデジタルへ移行したため見ることはできません。アナログの時代は音声だけは聞くことはできたのですが。

民間放送を見ることはできませんが、衛星テレビを見るることはできます。天気図を見たりと、安全航海にはテレビは必要不可欠なのです。

**山内委員**

インターネット環境の整備を漁船にも広げていただけたらと思います。環境が整えばもう少し日本人船員の後継者が増えるかと。

2時間程沖合に出ますと携帯も使用できないのが現状ですので。

**宮里部会長**

そうなのですか。

**山内委員**

インマルサット衛星を利用して連絡をとる方法もありますが、通信時間によっては100万単位で利用料が発生します。

**漢那委員**

大変なことなのです。そのような点から環境整備を進めていただきたいのです。

**大城委員**

環境が整っていないと若い人が集まらなさそうですね。

**漢那委員**

集まらないと思います。

**山内委員**

若い人から興味津々でこの点について質問を受けることがあります、2時間も沖合にでると使用できなくなると答えると、漁船の船員に興味をしめさなくなるのです。

若い人はインターネットの環境が整った職場でないと定着しません。

**宮里部会長**

携帯は利用できないと思いますが、国際電話は利用できないですか。

**漢那委員**

沖いでたら携帯は利用できないです。

**山内委員**

衛星電話で通話することはできますが、データ通信となると料金が高くなります。

**宮里部会長**

住民税の減免よりも、インターネット環境の整備が重要かもしれませんですね。

**漢那委員**

総務省に予算立てしていただいておりますので、それを活用して環境整備を進めていく形になるかと思います。

**宮里部会長**

はい。わかりました。他にございますでしょうか。

**宮里部会長**

他にないようであれば事務局から連絡がありますのでお願ひします。

**事務局（仲里係長）**

1月の船員部会は、1月17日（木）に5階海技試験室で16時30分より開催いたします。

開催通知につきましては準備が整い次第お送りしますので、出席できない場合は事前に事務局まで御連絡をお願いします。

今回の議事録は作成次第メールで照会させていただきますので、御確認よろしくお願ひします。

**宮里部会長**

はい、ありがとうございました。

それでは、本日の部会はこれで終了したいと思います。

皆さん、御苦労様でした。